

平成29年3月吉日

お客さま各位

西中国信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について
(振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

県内でもキャッシュカードによる振り込みに不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して、電話で操作指示をしながら、意識しないうちに預金を振り込ませる『還付金詐欺』などの被害が急増しています。

当金庫では、こうした詐欺被害を防止するための緊急対応として、下記のとおり、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしく願いいたします。

記

1. 緊急対応の内容

次のお客さまはキャッシュカードによる振込みができなくなります。

ATMお振込限度額を「0円(停止)」とさせていただきます。

(1) 対象となるお客さま

- ① 70歳以上の個人のお客さま、かつ
- ② 当金庫のATMで3年以上キャッシュカードによるATM振込みをされたことのない口座をお持ちのお客さま

*70歳未満の個人のお客さまおよび法人のお客さまには変更ございません。

(2) 対応開始時期

平成29年 4月10日(月)より

(3) 対象となるお客さまがキャッシュカードによる振込みを希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。

(ご持参いただく物)

*本人確認書類、お届出印

(4) 対象となるお客さまへお振込みができない旨の通知方法

当金庫のATM利用時に「ご利用明細」にてお知らせします。

例「還付金詐欺」防止の為、お客様が現在ご利用の口座の振込機能を停止しています。ATM振込をご利用の際は、事前に窓口までお越しくください。等

*なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおり可能です。

以上